

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) 面的なまとまりを持った森林経営の確立

【目標】①
施業集約化(注1)等の
推進

ア 私有人工林面積における集積・集約化の目標面積に対する割合

【測定指標の選定理由】

森林の多面的機能を発揮させていくためには、面的なまとまりを持った森林経営の確立に向けて森林経営管理制度等を活用し、森林の経営管理の集積・集約化を推進する必要がある。このため、特に、集積・集約化が求められる私有人工林において令和10年度までにその半数(約310万ha)を集積・集約化することとし、それに対する現に集積・集約化された私有人工林面積の割合を測定指標として、関連施策を推進する。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

各年度の目標値については、各年度一定量で向上させ、令和10年度に目標達成(100%) (私有人工林の半数(約310万ha)を集積・集約化)となるよう設定した。

基準値	基準年度	年度ごとの目標値		
		年度ごとの実績値		
		元年度	2年度	10年度 (目標年度)
71%	平成27年度	76%	78%	100%
		78% (速報値)	-	-

出典：林野庁森林利用課業務資料

【その他参考資料】

—

【目標】②
多様で健全な森林への
誘導

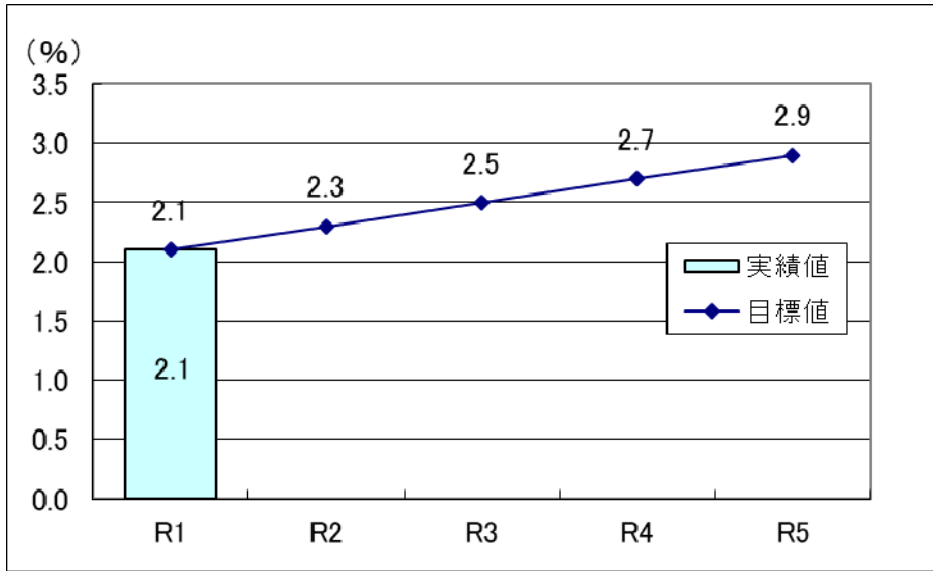
ア 育成単層林のうち、育成複層林へ誘導した森林の割合

【測定指標の選定理由】

多様で健全な森林を整備していくためには、立地条件等に応じた多様な整備を推進する必要がある。このため、公益的機能の一層の発揮のため育成複層林へ誘導した森林の割合を指標として関連施策を推進する。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

各年度の目標値については、育成複層林に誘導することとされている350万haの育成単層林のうち、育成複層林へ誘導した割合を各年度一定割合(0.2%/年)向上させ、令和5年度までに2.9%に増加させることとした。



出典：林野庁整備課業務資料

【その他参考資料】

—

施策(2) 再造林等適切な更新の確保

【目標】①

造林コストの低減

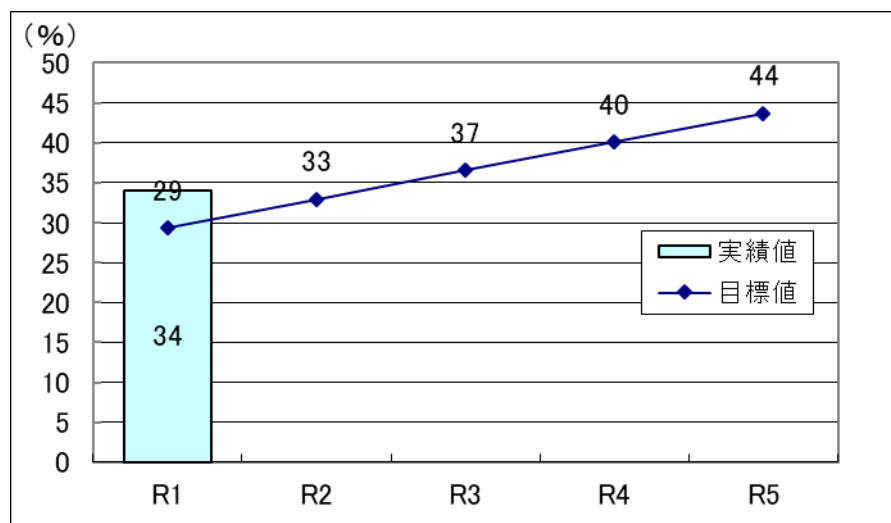
ア 人工造林面積のうち、伐採と造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗(注2)や成長に優れた苗木による植栽、低密度による植栽を行った面積の割合

【測定指標の選定理由】

植栽による確実な更新を図るためには、育林経費の大半を占める造林初期におけるコストの低減を図ることが必要である。このため、①伐採と造林の一貫作業システムの導入、②コンテナ苗や成長に優れた苗木による植栽、③低密度による植栽等の面積の割合を指標として関連施策を推進する。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

各年度の目標値については、毎年度の人工造林面積に対する上記①から③のいずれかを実施した造林面積の割合について、各年度概ね一定割合(4%/年程度)向上させ、令和5年度までに44%まで増加させることとした。



出典：林野庁整備課業務資料

【その他参考資料】

—

【目標】②

種苗の確保

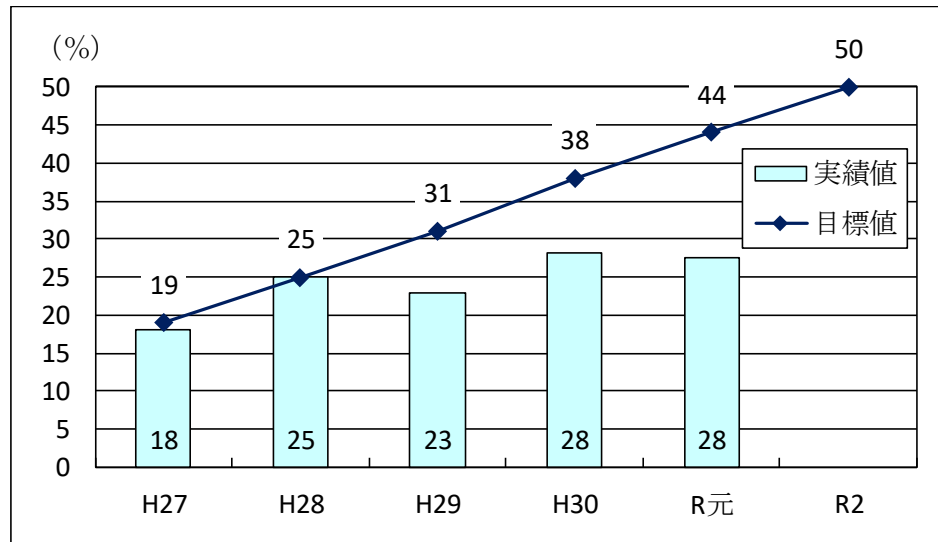
ア コンテナ苗生産事業者のうち、一定規模以上のコンテナ苗生産能力がある事業者の割合

【測定指標の選定理由】

主伐後の再造林の増加が予想される中、再造林を確実に実施していくためには、苗木の生産拡大と安定供給が不可欠である。このため、植栽の作業効率や通年の活着率が高く、伐採・造林一貫作業システムに適するコンテナ苗を一定規模以上生産する能力(およそ5万本/年生産)がある事業者の割合を増やすことを指標として関連施策を推進する。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

各年度の目標値については、各年度一定量(6.2%/年)向上させ、令和2年度までに50%まで増加させることとした。



出典：林野庁整備課業務資料

【その他参考資料】

【目標】③
野生鳥獣による被害対策の推進

ア 鳥獣害防止森林区域を設定した市町村のうちシカ被害発生面積が減少した市町村の割合

【測定指標の選定理由】

再造林を確実に実施していくためには、深刻化するシカによる食害等の対策が不可欠であり、さらにシカ個体数の増加が推定される中、シカ被害の対策の確実な推進が重要である。

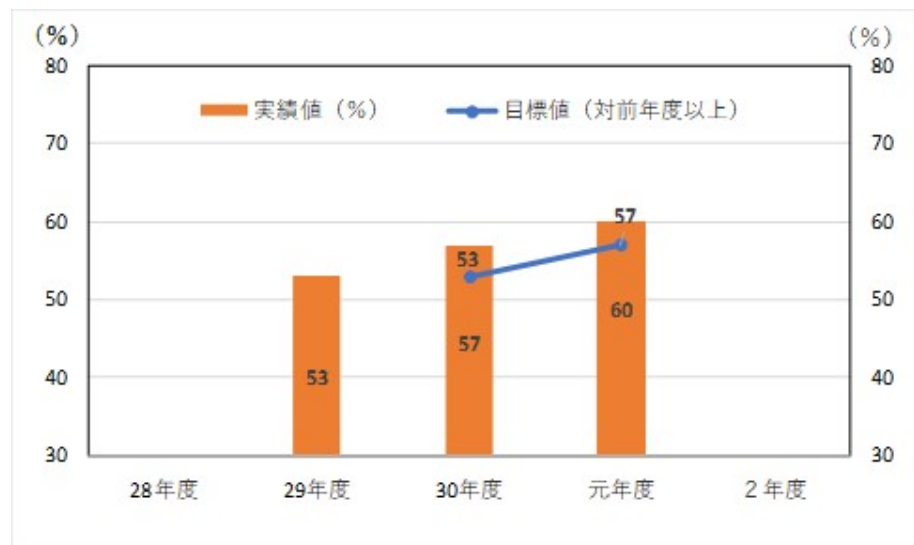
こうしたことから、平成28年5月の森林法改正では、重点的にシカ被害対策を講ずるため市町村等が設定する「鳥獣害防止森林区域」に関する制度が創設された（平成29年度施行）ところである。

このため、「鳥獣害防止森林区域」を設定した市町村において、シカ被害に関する施策の効果がどのように発現されたかという観点から評価できるよう当該指標を設定した。

【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】

各年度の目標値については、シカ被害発生面積が減少した市町村の割合を前年度より増加させることとした。

○鳥獣害防止森林区域を設定した市町村のうちシカ被害面積が減少した割合



出典：林野庁研究指導課業務資料

【その他参考資料】

施策(3) 適切な間伐(注3)等の実施

【目標】①
水源涵養機能等の維持増進

ア 市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林及び山地災害防止機能(注4) / 土壌保全機能維持増進森林に区分された育成林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合

【測定指標の選定理由】

地球温暖化防止を含む森林の多面的機能を発揮させていくには、引き続き、間伐等の適切な森林整備を推進する必要がある。このため、「森林整備保全事業計画」が掲げる適切な間伐等の実施により、土壌を保持し水を育む機能が良好に保たれている森林(注4※)の割合を指標として関連施策を推進する。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

各年度の目標値については、各年度一定割合（1.83%/年）向上させ、令和5年度までに74.51%まで増加させることとした。

年度	実績値 (%)	目標値 (%)	すう勢値 (%)
R1	65.37	67.19	63.19
R2	-	69.02	61.02
R3	-	70.85	58.84
R4	-	72.68	56.67
R5	-	74.51	54.50

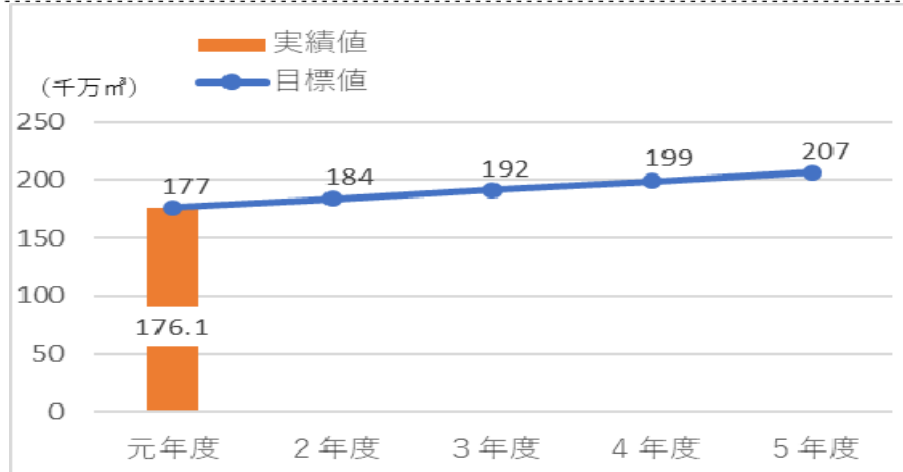
出典：林野庁整備課業務資料

【その他参考資料】

—

施策(4) 路網整備の推進

【目標】① 路網整備による森林資源の利用促進	ア 生産性の高い林業経営の確立に必要な林道等の林業基盤の整備により、木材の安定的かつ効率的な供給に資することが可能となる育成林の資源量 【測定指標の選定理由】 戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎えている中で、公益的機能を発揮しつつ、森林資源の循環利用を推進していくことが大きな課題である。このため、林業の生産基盤となる林道等の整備により安定的かつ効率的な木材供給が可能となる育成林の資源量を目標として関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 森林整備事業計画(令和元年5月閣議決定)に基づき、林道等の林業基盤の整備により、木材の安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量を、現状の16億9千万㎡から令和5年度に20億7千万㎡まで増加させることとし、これに向けて、毎年一定量(7千万㎡/年程度)で増加させることとした。
-----------------------------------	--



※令和元年度実績値は暫定値。

出典：林野庁整備課業務資料

【その他参考資料】

—

施策(5) 国土の保全等の推進

【目標】① 山地災害等の防止

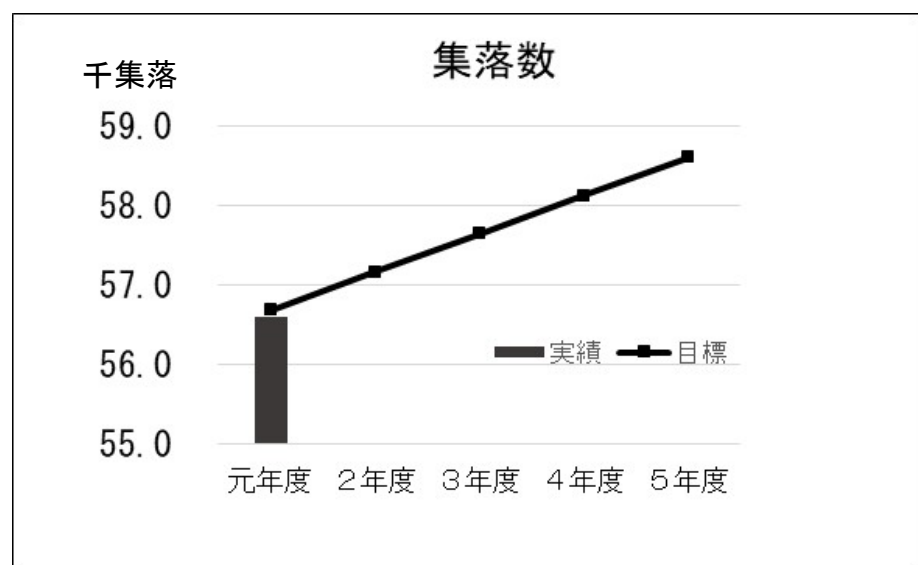
ア 治山対策を実施したことにより周辺の森林の山地災害防止機能等が確保される集落の数

【測定指標の選定理由】

近年、集中豪雨等による激甚な山地災害が頻発しているほか、壮齢林での崩壊等に伴う流木災害の顕在化など、山地災害の発生形態が変化している。このような中、山地災害を防止し、被害を最小限にとどめるために事前防災・減災対策としての治山事業を推進する必要がある。なかでも地域の安全・安心な暮らしを確保する上で重要な集落周辺の森林については、一度損なわれれば人命、財産へ直接的に被害が及ぶことから、重点的に治山対策を推進する必要がある。このため、森林整備保全事業の目標等を定めた「森林整備保全事業計画（令和元年5月28日閣議決定）」に掲げる周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数を指標として関係施策を推進する。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

各年度の目標値については、これら集落を各年度一定量（約480集落/年）向上させ、令和5年度までに58.6千集落まで増加させることとした。



出典：林野庁治山課業務資料

【その他参考資料】

—

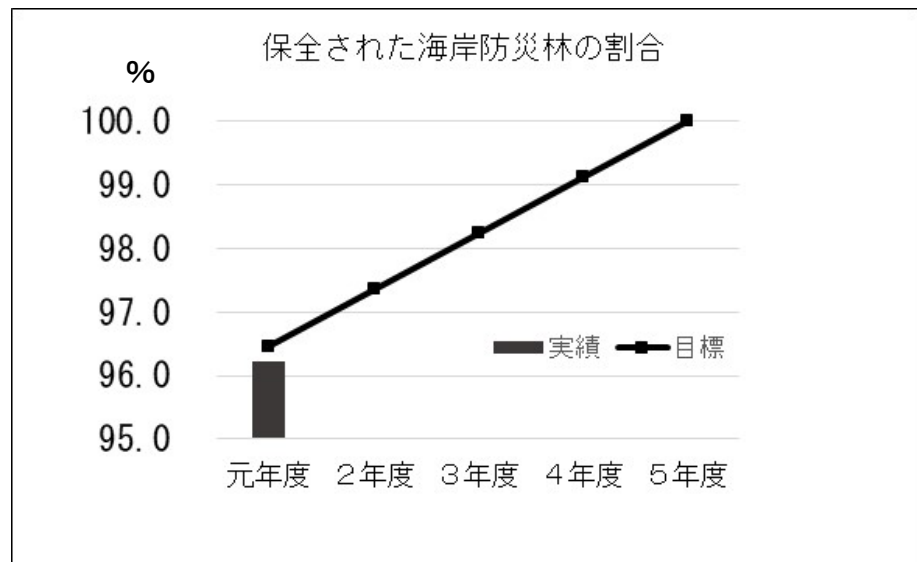
イ 適切に保全されている海岸防災林等の割合

【測定指標の選定理由】

安全で安心な暮らしを支える国土の形成に寄与するため、近接する市街地、工場や農地などを飛砂害や風害、潮害等から守る海岸防災林等について海岸侵食や病虫害から森林を保全する必要がある。このため、森林整備保全事業の目標等を定めた「森林整備保全事業計画（令和元年5月28日閣議決定）」に掲げる海岸防災林等の延長約9,000Kmについて治山事業等の実施により適切に保全されている延長の割合を指標として関係施策を推進する。

【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】

各年度の目標値については、東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧計画も勘案しつつ、令和5年度までに概ね100%まで増加させることとした。



出典: 林野庁治山課業務資料

【その他参考資料】

—

【目標】②

森林病虫害等の被害の防止

ア 保全すべき松林(注5)の被害率が1%未満の「微害」に抑えられている都府県の割合

【測定指標の選定理由】

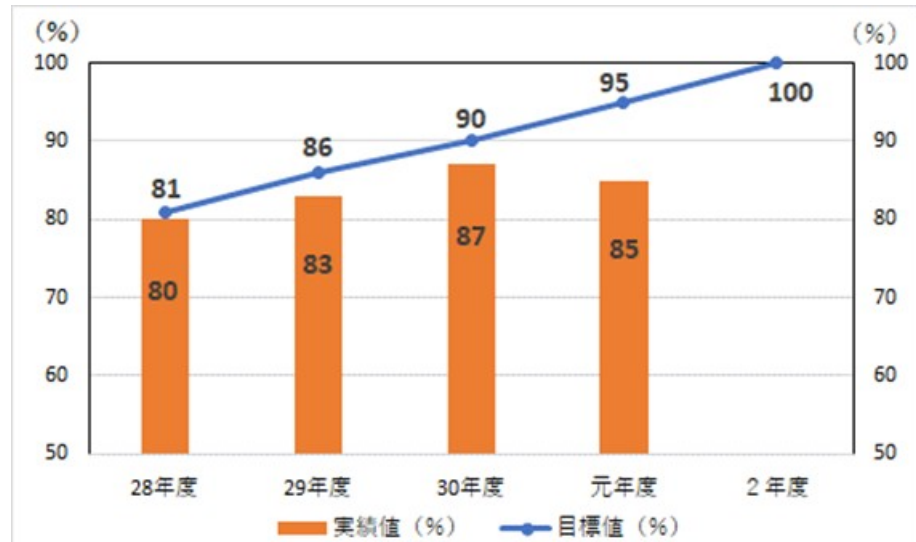
松くい虫被害は強い伝染性を持つものであり、一旦微害化し防除対策を軽減した地域等で再び被害が激化するおそれがあることから、防除を確実に実施する必要がある。このため、被害対策の進捗について適確に把握し、着実な防除実施を図るため、保全すべき松林の被害率を全国的に1%未満の「微害」に抑える都府県の割合を指標として関連施策を推進する。

※松くい虫被害対策の推進を図る上での基本的な目標の一つとして、従来から「終息型の微害」が目指されている。終息型の微害とは、「被害率がおおむね1%未満の水準で推移すると見込まれる被害の程度」のことである。

【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】

各年度の目標値については、各年度一定割合（約5%/年）向上させ、令和2年度までに100%とすることとした。

○「微害」に抑えられている都府県の割合



出典：林野庁研究指導課業務資料

【その他参考資料】

イ 新たな市町村で松くい虫被害の発生があった場合に、法令等に基づいてまん延防止措置を適切に実施した割合

【測定指標の選定理由】

松林の公益的機能の確保や防除に係るコストを踏まえつつ、新たに松くい虫被害が発生した市町村において、早期の段階で徹底的に防除を行う必要がある。このため、新たな市町村で松くい虫被害の発生があった場合に、法令等に基づいてまん延防止措置を適切に実施した割合を指標として設定し、関連施策を推進する。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

各年度の目標値については、新たに被害が発生した全市町村でまん延防止措置を実行することとした。

○新たな市町村で松くい虫被害の発生があった場合に、法令等に基づいてまん延防止措置を適切に実施した割合

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
新たな発生件数	4	1	2	3	
適切な実施件数	4	1	2	3	
達成度合 (%)	100	100	100	100	

出典：林野庁研究指導課業務資料

【その他参考資料】

ウ 高緯度・高標高の被害先端地域が在する都府県の保全すべき松林の被害率に対する全国の保全すべき松林における被害率の割合

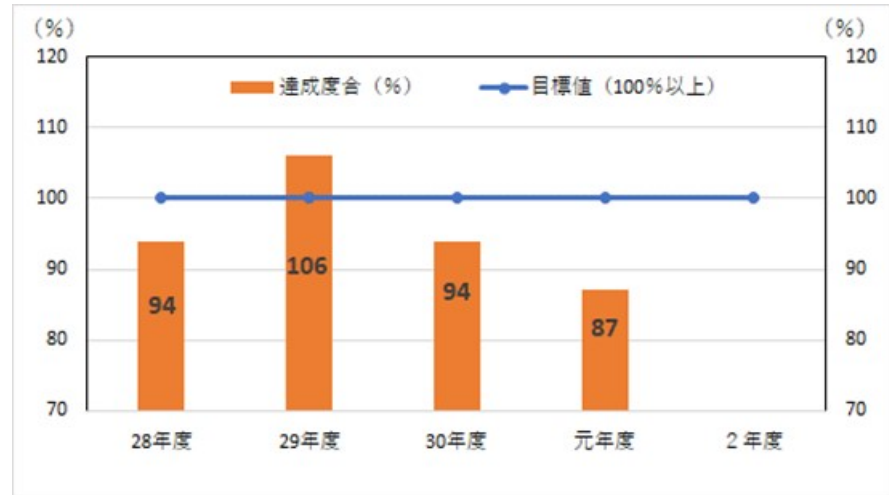
【測定指標の選定理由】

高緯度・高標高の被害先端地域は被害が未被害地へ拡大しやすいという特徴があり、被害のまん延の防止が必要である。このため、高緯度・高標高の被害先端地域が在する都府県の保全すべき松林の被害率に対する全国の保全すべき松林における被害率の割合の比率を指標として設定して関連施策を推進する。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

各年度の目標値は、被害先端地域の都府県での被害率が全国の被害率を下回った場合である 100%以上とすることとした。

○保全すべき松林における全国の被害率に対する被害先端地域の被害率の割合



出典: 林野庁研究指導課業務資料

【その他参考資料】

—

施策(6) 山村振興・地方創生への寄与

【目標】①

山村における就業機会の創出や都市との交流等の促進

ア 全国の振興山村地域(注6)の中から抽出した市町村に対し、(1)新規定住者数、(2)交流人口、(3)地域産物等販売額の指標のうちいずれかを満たす市町村の割合(前年比)

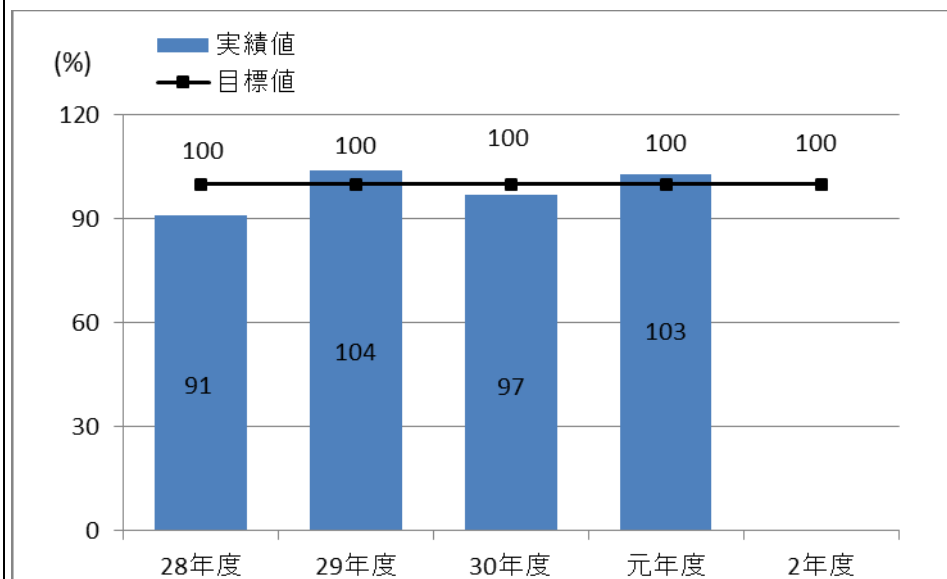
【測定指標の選定理由】

山村の振興に向けて、森林資源を活かした産業育成による就業機会と所得の確保、生活環境の整備等により定住を促進し、山村に暮らす人々がいきいきと生活できるようにしていくことが重要である。このため、全国の振興山村地域の中から抽出した市町村に対し、(1)新規定住者数、(2)交流人口数、(3)地域産物等販売額について、いずれかが維持または向上した市町村の割合を指標として関係施策を推進する。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

各年度の目標値は、前年度と当年度との比率を算出し前年度比 100%以上とすることとした。

○新規定住者数、交流人口、地域産物等販売額についての指標のうちいずれかの指標を満たす市町村の割合の前年比



出典: 林野庁森林利用課業務資料

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
対象者数	422	458	438	438	328	
回 答 数	240	262	286	292	187	
有効回答数	237	259	279	290	184	
いずれかを満たす	206	204	228	229	149	
指標(1)を満たす (割合)	145 (61%)	143 (55%)	157 (56%)	187 (64%)	109 (59%)	
指標(2)を満たす (割合)	129 (54%)	92 (36%)	138 (49%)	89 (31%)	81 (44%)	
指標(3)を満たす (割合)	66 (28%)	50 (19%)	46 (16%)	39 (13%)	46 (25%)	
2つを満たす	84	66	85	63	53	
すべてを満たす	25	7	14	11	17	
いずれかを満たす 割合(%)	87	79	82	79	81	
前年比(%)	123	91	104	97	103	

出典: 林野庁森林利用課業務資料

【その他参考資料】

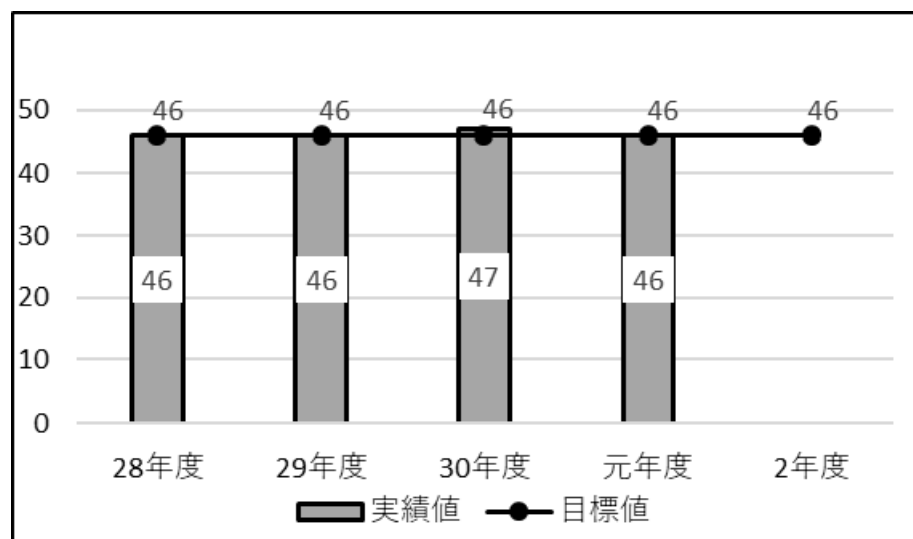
イ 国産きのこの生産量

【測定指標の選定理由】

きのこ生産は、原木やチップの利用による森林整備への寄与や、きのこ生産による山村地域の雇用創出に寄与することから、人口減少等によるきのこ消費量の減少が予想される中、国産きのこの生産量を維持していくことが必要である。このため、国産きのこの生産量を指標として関連施策を推進することとする。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

各年度の目標値については、「食料・農業・農村基本計画」に掲げる生産努力目標の46万トンとした。



出典: 特用林産基礎資料

【その他参考資料】

施策(7) 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の促進

【目標】①

多様な主体による森林づくり活動の促進と森林環境教育等の充実

ア「フォレスト・サポーターズ」(注7)の登録件数

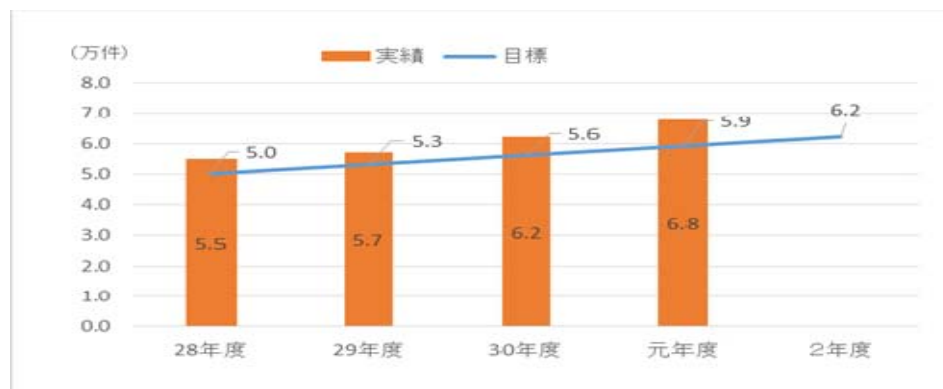
【測定指標の選定理由】

多様な主体による森林づくり活動の推進や森林環境教育等の充実を図るには、一般国民、CSR活動(注8)により資金援助等を行う民間企業、森林ボランティア団体等による森林づくり活動や森林環境教育への関わりが重要である。このため、国民一人ひとりが、それぞれの立場、可能な方法で、日常の業務や生活の中で、自発的に森林の整備等に取り組む「フォレスト・サポーターズの登録件数」を指標として関連施策を推進する。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

各年度の目標値については、各年度一定量(3千件/年)向上させ、令和2年度までに6万2千件へと増加させることとした。

○「フォレストサポーターズ」の登録件数



出典:林野庁森林利用課業務資料

【その他参考資料】

イ 森林に関するCSR活動等を実施する民間企業の割合

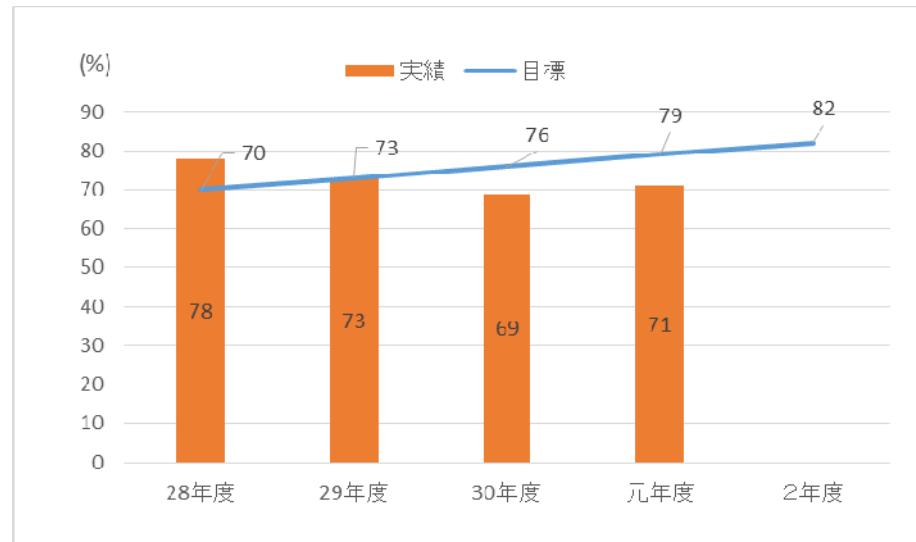
【測定指標の選定理由】

多様な主体による森林づくり活動の推進や森林環境教育等の充実を図るには、一般国民、CSR活動により資金援助等を行う民間企業、森林ボランティア団体等による森林づくり活動や森林環境教育への関わりが重要である。このため、「森林に関するCSR活動等を実施する民間企業の割合」を指標として関連施策を推進する。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

各年度の目標値については、令和2年度までに森林づくりに新たに取り組むことへ興味・関心のある企業及び現在興味関心はないものの将来的にはあり得るとした企業の割合である30%を基準値に加えた82%を最終目標値として、各年度一定割合(3%/年)向上させることとした。

○森林に関するCSR活動等を実施する民間企業の割合



出典: 林野庁森林利用課業務資料

【その他参考資料】

ウ 森林ボランティア団体数

【測定指標の選定理由】

多様な主体による森林づくり活動の推進や森林環境教育等の充実を図るには、一般国民、CSR活動により資金援助等を行う民間企業、森林ボランティア団体等による、森林づくり活動や森林環境教育への関わりが重要である。このため、直接的に森林づくり活動に取り組んでいる団体や、森林づくりを森林環境教育の一環として実施したり、山村住民と都市住民の交流や地域づくりのきっかけとして活用している「森林ボランティア団体数」を指標として関連施策を推進する。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

各年度の目標値については、前年度実績値よりも増加させることとした。



出典: 林野庁森林利用課業務資料

【その他参考資料】

施策(8) 国際的な協調及び貢献

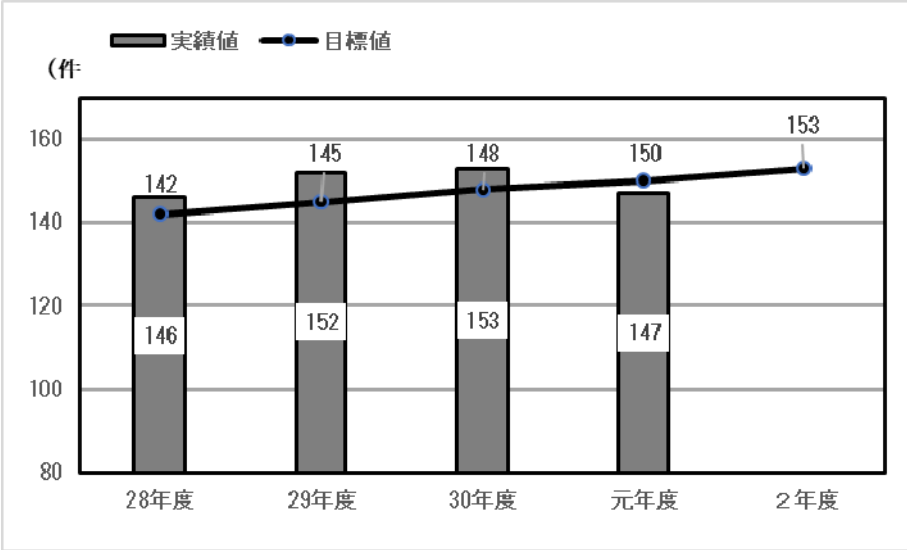
【目標】①
国際協力の推進

ア 持続可能な森林経営(注9)を推進する国際協力プロジェクト数

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

我が国が世界の持続可能な森林経営の推進のために実施した国際協力プロジェクトの数(森林・林業分野における①林野庁補助・委託事業、国際機関への拠出による国際協力プロジェクト、②JICAによる国際協力プロジェクト、③民間企業やNGO・NPOによる国際協力プロジェクトの合計数)を、令和2年度の最終目標値153(5年間で10%増加)に設定し、毎年度一定割合(年2%)で増加させることとした。

○持続可能な森林経営を推進する国際協力プロジェクト数



出典：林野庁計画課業務資料

【その他参考資料】

2. 用語解説

注1	施業集約化	林業事業体などが隣接する複数の森林所有者から路網の作成や間伐等の施業を受託し、一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行いコストダウンを図ることが可能。
注2	コンテナ苗	容器の内面にリブ（縦筋状の突起）を設け、容器の底面を開けるなどによって、根巻きを防止できる容器で育成された根鉢付き苗木。露地で育苗する裸苗と比較して、コンテナ苗は、ビニールハウス等の施設整備の費用がかかるものの、機械化等による生産の効率化や生産期間の短縮、少ない面積での生産が可能。また、コンテナ苗は、裸苗よりも植栽適期が長いという特徴。
注3	間伐	育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。
注4	山地災害防止機能	森林の下層植生や落枝落葉が地表の侵食を抑制するとともに、森林の樹木が根を張り巡らすことによって土砂の崩壊を防ぐ機能。
注4※	土壌を保持し水を育む機能が良好に保たれている森林	市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林及び山地災害防止機能/土壌保全機能推進森林に区分された育成林のうち、適切な間伐や高齢級の森林への誘導等の人工林の適正管理等により、下層植生や樹木の根の発達、森林の崩壊の予防等が図られ、土壌を保持する能力や水を育む能力が良好に保たれている森林。
注5	保全すべき松林	保安林及びその他の公益的機能が高い松林であって松以外の樹種では当該機能を確保することが困難な松林として都道府県知事が指定する高度公益機能森林及び、松林としての機能を確保しつつ、高度公益機能森林への被害の拡大を防止する措置を実施することが適当な松林として市町村長が指定する地区保全森林。
注6	振興山村地域	山村振興法に基づき、要件（1960年林業センサスにおいて、林野率0.75以上、人口密度1.16人/町歩未満で、交通、経済、文化等条件に恵まれず、産業開発の程度が低いこと）を満たしている山村（旧市町村単位）から都道府県知事の申請に基づき、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が指定する地域。
注7	フォレスト・サポーターズ	個人や企業等が「フォレスト・サポーター」として運営事務局に登録を行い、日常の業務や生活の中で自発的に森林の整備や木材の利用に取り組む仕組み。
注8	CSR活動	企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、法令遵守や環境保全、社会貢献など、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）を果たすための活動。
注9	持続可能な森林経営	動的で進化する概念として、全てのタイプの森林の経済、社会、環境的価値を現在及び将来世代の便益のために維持し、高めることを目的に森林を管理し又は経営すること。